

調 査 要 項

調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の中間業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）*1 記載の中間財務諸表および中間期の決算状況表*2 にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の中間連結財務諸表も掲載している。
- *1 銀行法施行規則では、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成し、監査法人等による中間監査を受けることとされている。なお、一般事業会社は、四半期連結財務諸表作成基準にもとづき第2四半期連結財務諸表を作成し、監査法人等による監査レビューを受けることとされている。
- *2 銀行法第24条第1項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。
2. 平成30年度中間期の本調査において、分析の対象*としていた全国銀行は、都市銀行5行、地方銀行64行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行Ⅱ）40行、信託銀行4行および新生銀行、あおぞら銀行の合計115行である。
- なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。
- * 「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合中間財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。
3. 「各行別中間財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。
4. 記載例および計算単位
- 記 載 例
- 一印……該当計数のないもの、または連続性がない、当年度もしくは前年度計数がマイナスである等前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「－」として表示している。
- ***印 ……新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの
- △印……減少、負数
- N.A. ……該当計数が入手不能なもの
- 計算単位
- 総合表・各行別表：
- 百万円単位で計算のうえ、百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「－」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「－」としている。
- 付属表・参考表：
- 百万円単位で計算のうえ、億円単位で掲載。なお、B/S項目の残高は億円未満切捨て、B/S項目の増減とP/L項目は億円未満を四捨五入している。
- 増減率・構成比・諸比率：
- 百分率（小数点第2位を四捨五入）
5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、「日本銀行統計」所載の計数とは相違がある。
6. 中間業務報告書記載の中間財務諸表は、金融商品取引法上の開示（四半期報告書）と異なり、比較情報（前年度または

前中間期の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

中間決算分析における比較の問題

中間決算は、現状、その目的、性格、手続き、勘定科目などの面で確定決算とは異なるものである。このため、中間決算を一概に確定決算と比較することはできないが、一方で、その期の中間決算の特徴を把握するためには、何らかの形で、従来の計数との比較を行って伸び率を算出し、長期的な傾向を分析する必要がある。

ここでは、分析本文および各種付表の作成において次のように処理している。

B/S項目の末残計数

中間期末（9月末）の計数を前年度末（3月末）の計数と比較。

B/S項目の平残計数、P/L項目、利回り・利鞘

中間期（4～9月）の計数を前中間期と比較。

中間財務諸表の勘定科目

各勘定科目の説明については、平成29年度決算の「全国銀行財務諸表分析」を参照。

当中間期計数に影響する経理基準等の変更

- 平成28年3月29日に国会で成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われた。これに伴い、法人税、住民税及び事業税の計算に使用する法定実効税率が変更となった。

法人税率（国税）の引下げ

平成29年度	平成30年度
23.4%	23.2%

- 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日）が平成30年4月1日以後適用されることとなった。これに伴い、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うこととなった。この結果、「会計方針の変更」に当たる場合、資本剰余金、利益剰余金および新株予約権等に影響することとなった。
- 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）および「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（改正企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されることとなった。これに伴い、子会社株式等に係る将来加算一時差異等の会計処理の取扱いが変更された。この結果、「会計方針の変更」に当たる場合、繰延税金資産および繰延税金負債等に影響することとなった。
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）等が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用できることとなった。これに伴い、早期適用を行った場合には、顧客との契約から生じる収益（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引および金融商品の組成または取得に際して受け取る手数料等を除く。）の認識時期等が異なることとなり、経常収益等に影響することとなった。
- 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関す

る当面の取扱い」（改正実務対応報告第18号 平成30年9月14日）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（改正実務対応報告第24号 平成30年9月14日）が平成30年9月末に係る連結財務諸表から早期適用できることとなった。これに伴い、早期適用を行った場合には、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に組替調整を行うこととなり、利益剰余金等に影響することとなった。

銀行の経営統合等の動き

平成30年 4月	・三重銀行と第三銀行を傘下とする三十三フィナンシャルグループが誕生した。
平成30年 5月	・東京都民銀行、八千代銀行および新銀行東京が合併し、きらぼし銀行が誕生した。